

第4回出雲市新たな観光財源検討委員会

1. 開催日時 令和8年3月17日(火) 16時00分～18時10分

2. 開催場所 ラピタウエディングパレス 孔雀

3. 出席者

(委員)

委員長	奥谷 健	(広島修道大学 法学部長)
副委員長	高橋 研	(出雲市自治会連合会 副会長)
委員	飯塚 有依	(東横INN出雲市駅前 支配人)
	石飛 成夏	(有)小田温泉 女将)
	坂本 水穂子	(株)出西窯 取締役)
	武志 俊太郎	(島根県旅館ホテル生活衛生同業組合 副理事長)
	田邊 達也	((一社)出雲観光協会 会長)
	中村 真実子	(山陰合同銀行 取締役監査等委員)
	福間 正純	(出雲市商工団体協議会 会長)
	森山 勲	(出雲一畑交通(株) 常務執行役員)

(10名)

(事務局)

神田 圭子	(出雲市観光交流部長)
岩崎 和人	(出雲市観光交流部インバウンド推進課長)
原 哲也	(出雲市観光交流部観光課長)
水 良弘	(出雲市観光交流部観光課主査)
原 育也	(出雲市観光交流部観光課係長)
高橋 達充	(出雲市観光交流部観光課副主任)
安井 政幸	(出雲市財政部長)
田中 賢一	(出雲市財政部次長)
大梶 英俊	(出雲市財政部市民税課長)
福間 淳子	(出雲市財政部市民税課長補佐)
稲根 克也	((一社)出雲観光協会 事務局長)

4. 会議内容

(事務局)

ご案内の時刻となりましたので、只今から第4回出雲市新たな観光財源検討委員会を始めさせていただきます。

本日は、みなさま、ご多用のところご出席いただきありがとうございます。

議事に入るまで進行を務めます。どうぞよろしくお願い致します。

開会にあたり、ご挨拶いたします。

開会のあいさつ

(事務局)

続きまして、委員長にご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

みなさん、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。これまでの委員会で観光財源としては、市営駐車場の料金の改定等を考えていただくことと、宿泊税を中心とした財源を考えていくということで議論をさせていただいております。

また、宿泊税につきましてはアンケートを行っていただき、その結果に基づき税率の設定方法や免税対象の範囲について議論をさせていただきました。前回までの合意内容としては、宿泊税の基本的性格について用途を限定する法定外目的税として事業者が徴収を行う特別徴収方式を採用するということを確認させていただいております。課税要件等の具体的な制度設計につきましては、税率をどのようにするのか、免税点をどうするのか、課税免除をどうするのかについて十分な情報がなかったと思いますので、事業者での意見や実態の把握等を事務局にお願いし、その結果を踏まえ改めて議論をするということで、継続審議とさせていただきます。

そうしたところ、この間に説明会を行っていただきましたので、今日は課税要件等について具体的な議論を進めさせていただき、ある程度、制度の方向性について結論を得たいと考えております。どうぞ活発なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。会議に入る前に、お配りしております本日の配布資料を確認させていただきます。次第・委員名簿・資料1・資料2・資料3・「新たな観光財源の検討に係る宿泊事業者説明会資料」・席次表をお配りしています。

本会は原則公開で開催し、資料及び議事録は会議終了後市のホームページ等に掲載しますので、予めご承知おき願います。また、本日は全委員出席ですので、ご報告いたします。

それでは、議事に移らせていただきます。これからの進行は委員長にお願いいたします。

(委員長)

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、「宿泊事業者説明会の実施状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1をご覧ください。

第3回の検討委員会以降に開催した宿泊事業者説明会の実施状況についてご説明いたします。説明会では第1回から第3回までの検討委員会の検討状況について説明しました。主な内容としては、出雲市の観光の現状と更なる観光振興の必要性、更なる観光振興のための

財政需要額、宿泊税の他市町村での導入例の紹介をさせていただきました。

3頁では開催の概要について記載しています。1～4は旅館組合等に伺って説明をしたものです。5～8については会場で説明会を実施したものです。また、当日、都合のつかなかった事業者のうち4社に関しては個別訪問をして説明と意見聴取をさせていただきました。

4頁がそれをまとめたものです。123施設にご案内をさせていただいて、参加は69施設でした。参加率としては56.1%。収容人数ベースで考えると、88%と9割近い事業者に参加いただけたと思っています。また、電話等で連絡した際に「欠席するけど検討委員会の決める方針には協力する」という趣旨の回答をされた施設がこれらのほかに10施設ありました。

続いて、5頁です。当日アンケートで新たな観光財源の必要性について問うたところ、必要性を理解できたという事業者が75%以上ありました。ただ、一部にはわからない点があるということで、「使途についてより具体的に知りたい」といった意見も何件かいただきました。

6頁以降が意見聴取の結果となっております。観光振興の必要性については、反対意見は見られませんでした。財源確保の手段として宿泊税を選択することについても、あまり異論はありませんでした。ただ、宿泊税のみを財源とすることについては、観光振興の受益は宿泊者・宿泊事業者に限られないとして、負担の公平性に関する懸念を示す意見もありました。また、駐車場有料化や料金改定についてもご説明したところ、できることから先行して進めるべきだという意見もありました。

7頁は使途などについての意見です。

宿泊者、宿泊事業者の理解を得るためには、直接的な効果を明確に示して欲しいとの意見がありました。また、1月に地震が発生したこともあり、防災用品の整備への補助といった具体的な要望もあがりました。さらに、特定地域のみ利益とならないよう配慮を求める声もありました。そして、どの会場でも二次交通の改善を求める意見が寄せられました。加えて、お土産物店、夜の飲食店等、観光客が消費できるポイントの少ない観光地についてはそのような店舗を誘致することにお金を使うべきではないかという意見もいただいたところでした。一部では積極的なインフラ整備への活用を求める声もありました。

そのほか納税義務者について、納税義務者を宿泊事業者にすることができれば事務負担が減るのではないかという意見もいただきました。

これ以外に課税要件に関する意見も様々いただいておりますが、そちらはこの後の課税要件の検討の中でご紹介したいと思っておりますので、いったん説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。事業者説明会の実施状況についてのご説明をいただきました。そこでは、とりわけ使途にご意見が集中しているように見受けられました。この実施状況の報告についてご質問・ご意見がございましたでしょうか。

委員会での議論でもありましたように、使途の明確化をきっちりとしていただくことについて引き続き市でご検討いただかないといけないと思います。また、多くの事業者さんの意見を聞くことができたのかという点について、参加率や収容人数ベースでの参加率を見た場

合にこれで十分と判断してよろしいでしょうか。

それでは、この点について特にご意見ないようですので、引き続き使途の明確化について市で検討いただきたいということを確認させていただいて、議事2の課税要件についてご説明をお願いします。

(事務局)

宿泊税の制度設計についてのご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

事業者説明会において宿泊事業者から様々なご意見をいただいております。そこで、本日は課税要件の未確定部分について事業者の意見を踏まえた検討をお願いし、出雲市の宿泊税の制度について可能な部分から答申に方向性のとりまとめをお願いしたいと思います。また、このあと事業者アンケートも予定しておりますので、そちらについても検討をお願いします。

2頁です。課税要件の検討状況を確認します。①の課税客体から④の特別徴収義務者までは、先行事例とこれまでの検討から資料にお示ししている内容でご確認いただいているところです。⑤課税標準・⑥税率ではどういう算定方式にするかについて、⑦課税免除では真に課税を免除すべき宿泊についてご意見をいただきたいと思います。また、⑧免税点については設定が必要かどうかのご議論をいただき、設定する場合はいくらとすべきかについても一定の方向性を見出し、それを踏まえてアンケートを実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3頁に課税免除に関する関係法令をまとめています。地方税法第6条では公益上その他の事由により課税を不相当とする場合に課税しないこと、または不均一の課税をすることができます。また、地方税法の施行に関する取扱いという総務省の通知では、課税免除等租税負担の合理化を図るため、非課税規定は、最小限度にとどめていること、地方団体が自ら行う課税免除、不均一課税、租税の減免等についても、濫用することがないように特に留意すること、納税義務者に係る一定の事由に該当することを理由として一律かつ無条件に税負担を軽減するような措置を講ずることのないよう留意することとされています。

4頁をご覧ください。事業者説明会で使用した算定方法の説明資料になります。

事業者から出た意見やそれぞれの方式の特徴などを次頁からまとめています。

まず定率制です。特徴としては、宿泊人数を把握する必要のないことが挙げられます。そのため、一棟貸しの事業者からはこの方式を支持する声がありました。また、少数ですが宿泊料金に比例して宿泊税が高くなることから、支持する声もありました。

一方で、税額を算出するために課税標準額を算出するなどの手間が必要になり、食事代の分離が面倒、帳簿管理しているので計算が難しいなど申告や納付にかかる手間を懸念する声が説明会で聞かれました。前回実施したアンケートでも半数以上が申告や納付に不安があると回答しています。事務局としては、出雲市において定率制とすることは、事業者の事務負担が大きくなり、現実的には難しいのではないかと考えています。

次に定額制・免税点なしについてです。この方式の特徴は、制度がシンプルであることです。素泊まり料金の算出も不要であることから、事業者からはフロントでの手間や納税者への説明が他の方式に比べて容易だとしてこの方式を支持する声が多く聞かれました。一方で

宿泊料金が低額であるほど税負担が過重となることから、宿泊料金に応じた段階的な課税を求める声もありました。前回実施したアンケートでは、最低価格が3,000円から30,000円まで大きな差がありましたので、こういったことを考える必要もあるかもしれません。

次に、定額制・段階ありと定額制・免税点ありという方式です。これらはいずれも宿泊人数と素泊まり料金の算出が必要なことなどの特徴が共通します。そのため、事業者からは宿泊人数の把握が難しい、一人あたり料金算出の事務負担が大きいなどの声が聞かれました。また、時期やプランによる価格変動により、課税か非課税か又は税額がいくらになるのかなどが変わるため、フロントでの事務手間とお客様への説明に対する負担が大きくなる可能性があります。先行する自治体の半数が段階制を取り入れています。段階を設けることで宿泊価格上昇に伴う税額増が期待できます。しかし、段階を設けることには、計算が大変で事業者側の負担が大きくなりますし、前回アンケートでも申告や納付に不安があるとの回答が44%あるなど課題が多いように思われます。

続いて、免税点についてご説明いたします。免税点を設定するとした場合、設定しないとした場合、それぞれの影響等について資料にまとめています。肯定的な項目を○、否定的な項目に●をつけています。また、事業者の意見は下段のほうに記載しています。

設定するとした場合、隣接する松江市との差が生じにくく、低価格の事業者の理解は得やすいものと思います。また、松江市では隠岐諸島のからやってくる妊産婦や入院通院される方に関連する宿泊について、5,000円の免税点を設定し、安価な長期宿泊に対し一定の配慮をされた経過があります。出雲市は松江市と状況は異なりますが、市内に特定機能病院である島大附属病院や県立中央病院のほか、救急指定病院も複数あり、県内外からの入院受入れも多いようです。単に入院通院に伴う宿泊という理由だけで課税免除とすることは、総務省通知からみても適当とは思われませんが、安価な宿泊施設が選ばれるであろう長期宿泊について、松江市と同様に免税点をもって一定の配慮をすることは必要ではないかと考えています。一方で、免税点を設定することで、設定しなかった場合と比較し、税収は減ります。また、免税点周辺を中心価格帯とする事業者にとっては一人あたりの素泊まり料金の算出が必要になるなど手間も増えてまいります。

免税点については事業者の意見も分かれておりました。低価格で宿泊を提供している民泊や簡易宿所を中心に説明会や前回アンケートでも免税点を求める声がありました。一方で、事務負担が増えるために必要ないとする声も複数聞かれております。

事務局としては、低価格で宿泊を提供する事業者や長期宿泊者に配慮し、また、隣接する松江市との差を生じさせないため、免税点の設定が必要ではないかと考えております。

次に、課税免除の対象について説明します。

資料に記載しております3つの事由は入湯税で設定しているものになります。

①の修学旅行です。宿泊研修なども含んでおります。先行自治体もこの修学旅行についてはすべて課税免除としており、公益性も高いと言えることから、出雲市でも課税免除とすべきだと考えています。

②については、出雲市の入湯税で「体育大会その他学校教育上の行事」と規定し、学校として参加する大会等について課税免除としています。しかし、この表現が曖昧であることか

ら現場で判断に迷うケース、問い合わせがあるケースなどもございます。また、学校の部活動が地域の活動へと移行されつつある中で学校長の申請も難しいものとなっています。この項目は、運用していく上で定義が曖昧になりやすく、件数も非常に多くなることが考えられ、税収の大幅な減となる可能性もあります。入湯税と課税免除要件をそろえてほしいという要望も説明会で多く聞かれたことから、入湯税側の課税免除についての見直しも必要ではないかと考えております。

③小学生についてです。出雲市入湯税では12歳未満の者を課税免除としています。しかし、見た目年齢では分りにくいケースも多く、事業者説明会ではフロントで年齢確認は困難との声もありました。

事務局としては課税免除要件が多ければ多いほど事業者の負担も増えることとなりますので、②・③については課税免除とせず、修学旅行のみを課税免除としてはいかがかと考えております。

入湯税との調整等については、改めて入湯税の課税免除要件の検討が必要だと考えております。参考として、松江市の入湯税では12歳未満は課税免除とし、宿泊税では課税免除としないという取り扱いをされています。

次に、その他制度全般に関する説明会での意見を記載しています。宿泊税の導入によって事務負担が増えないよう簡素な仕組みにしてほしい、オンラインでの宿泊税の事前決済ができず現地徴収が必要になることを懸念する声があった、システム改修の費用について負担軽減措置が必要だとの意見が多かった、課税要件が入湯税と異なると対応が複雑になるので調整をとってほしいとの声が入湯税対象事業者から複数聞かれた、松江市で宿泊税導入後に生じているトラブルがあれば共有してほしいといったものがございました。

松江市に対して照会した結果を資料の下の表にまとめております。松江市は12月から宿泊税をスタートしておりますが、1回目の納付期限が1月末にございました。その時点で照会をかけてご回答いただいたものです。導入に際してのトラブルは特になかった、導入後の事業者からのトラブルの報告も聞いていない、導入後の事業者からの不満としては施設毎に申告納入を行うことの煩雑さへの意見があったということです。免税点設定による素泊まり料金の算出について事業者に大きな混乱はなかった、入湯税には免税点がなく宿泊税にはあることについての混乱は特になかったということです。入院・通院を理由とする宿泊で5,000円を超える場合の措置は何かあるかと聞いたところ、特段の措置はないとのことでした。1棟貸し施設等における1人あたりの素泊まり料金の算出については、宿泊料金の求め方についての質問は複数あったが、大きな問題にはなっていないということです。宿泊税の決済手数料の事業者負担について事業者から意見や不満の声はないかと質問しましたところ、一部あるが特別徴収事務交付金制度について説明し、理解を求めているとのことでした。特別徴収事務交付金制度とは、宿泊税を期限内に申告納付していただいた事業者に宿泊税の一定割合を翌年度お返しするという制度です。

続いて宿泊税導入による税収見込みについてご説明します。11頁をご覧ください。

ここでは、基本税率を松江市と同じにした場合の見込みを立てております。宿泊者数については、観光基本計画における目標値を100万人としていることから100万人としていま

す。税率は1人1泊200円とした場合に200円×100万人＝2億円の税収が見込めます。また、免税点についても松江市と同じ5,000円とした場合、前回アンケートでの割合が12%でしたので、2,400万円の減収となります。そうすると、宿泊税の税収は1億7,600万円となります。

財政需要額を2億3,000万円としておりますので、1億7,600万円だと大きな乖離が生じていますが、これについて12頁をご覧ください。宿泊税は1億7,600万円ですが、駐車場の料金改定や新たに有料化をしますと、3,000万円程度の収入増が見込めると考えております。あわせますと、財源の確保が2億600万円となります。もう少し2億3,000万円に足りませんが、これは国の補助メニューや交付金の活用によって需要額に近付ける努力をしてまいりたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。いまご説明をいただいた資料2の部分について、まず説明全体についてご質問等がございますでしょうか。

(A委員)

前回、定率方式を入れているところが倶知安町だけということで、導入実績の多い少ないではなく、メリット・デメリットをわかりやすく提示していただきたいとお願いしたところ、今回わかりやすい説明をいただきまして、ありがとうございました。

また、事業者向けの説明会に行きましたときに、事業者さんからの声として事務手続きの負担を挙げていらっしゃるというのが非常に印象に残っております。こういったものを長らく入れていくということになると、ご負担を強いる事業者さんの目線に立って検討していくのは大事な事かなと思ったところです。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。事務負担をどうするかということで、税額の算定方法について考えていくことが必要になってくるかなと思います。ほかに、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(B委員)

小さなことですが、OTAによって予約した場合の支払いはいかがでしょうか。松江に伺っても、全く問題ないということでしたが、これについて何か意見はございましたでしょうか。

(事務局)

宿泊事業者説明会であった意見としては、予め宿泊税を請求することができないか。当日フロントで請求するのではなくて、予め宿泊税を含めて決済ができないかという質問がございました。それはそれぞれのOTAによって仕組みが異なるので、できるところもあればで

きないところもあります。導入時にさらに詳細を調べていかないといけないと考えております。

(B委員)

OTAで予約した段階で税金を含めて取れるということになれば、収入が変わってきますよね。

(事務局)

OTAの手数料を調べましたところ、8～15%かかっているようです。仮に松江市と同額の200円とした場合、OTAで決済すると消費税も含んだ宿泊料金に200円を加えたものを決済することになるので、この200円にかかる手数料が事業者負担となってしまいます。また、宿泊税には消費税をかけないということになりますが、OTAの仕様で宿泊税を含んだ料金全体に対して消費税がかかる設定になっている事業者もあるようです。その場合、200円の宿泊税を先に引いたもので消費税を割り戻して税抜きの宿泊料金を出すことになるかと思えます。そうした煩雑さがあることから、先行事例をみますと多くは現地徴収という方法をとっているようです。また、OTAのホームページを確認しますと、同じ宿泊施設であっても宿泊税について明記してあるものと明記していないものがございました。聞いた限りでは、これは宿泊事業者とOTAの契約の部分であるようです。宿泊税の徴収方法については、他市の事務マニュアルをみると「各事業者の都合のよい方法で徴収してください。ただし、徴収に係る手数料については事業者の負担としてください」というかたちになっておりました。そこでかかる手数料については、交付金というかたちである程度みさせていただきますということになるかと思えます。

(B委員)

この説明は説明会でもされたわけですね。

(事務局)

いえ、これについてはまだ説明しておりません。

(B委員)

はい、わかりました。

(委員長)

ありがとうございました。ほかに、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

(C委員)

2番目の議事の課税要件では、免税点や定率にするのか定額にするのかといったことについて、今日「だいたいこんな感じでやったらいいんじゃないか」というところまで持ってい

くのですか。宿泊事業者にアンケートを送る予定ですが、例えば我々が「免税点をなくしましょう」とか「定額制にしましょう」という総意を作ったとしても、アンケートでそれに反する意見が多いということもあり得ると思います。どのタイミングで委員会としての意見を決めていくのでしょうか。

(委員長)

答申を最終的に出さなければいけませんので、ひとつの方向性を委員会としては決めておく必要があると思います。その方向性をある程度具体的に決めておければ、それに基づいてアンケートを行うことができます。その結果、あまりにも反対の意見が多いということであれば修正を考えざるを得ないと思いますが、そういう意味での方向性を示しておく必要があるかと考えています。

(C委員)

そうすると、私の個人的な意見ですが、定額方式がよいか定率方式がよいかについては定額方式がよいのではないかと思います。免税点については「なし」でよいのではないかと思います。課税免除については、修学旅行だけにしたほうがよいのではないかと。出雲市はスポーツ大会が結構ありまして、スポーツ大会に関わる宿泊者はかなり多いんですよ。それを課税免除にしてしまうと、大きな減収が発生すると思っております。私の意見は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、課税要件について具体的な議論に移らせていただきたいと思います。

まず税額の算定方法についてご意見を伺いたいと思います。事業者説明会では定額制を求める意見が多かったようです。先ほどの事務局の説明でも事務負担にも配慮して定額制とするほうが望ましいのではないかと説明がありました。C委員から定額制がよいというご意見をいただきましたが、ほかの委員のみなさまからもご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

(D委員)

うちは入湯税の対象となりますので、小学生からはいただかないということで中学生より上の方を1人と勘定して1人150円を徴収しています。

1つ教えていただきたいのが、9ページの課税免除のところで、松江市は小学生を課税免除の対象としていないということが書いてありました。これは幼児からももらわないということですか。

(事務局)

宿泊税については、宿泊をされた方が対象になります。「宿泊」というのが寝具を使って

料金をいただくこととなりますので、幼児であっても宿泊施設が専用の寝具を用意した場合は徴収します。添い寝等で料金の発生しない場合はそもそも宿泊税の対象ではないという考え方になります。これは多くの自治体がそのようにしています。

(D委員)

ありがとうございます。よくわかりました。個人的には、アンケートにもあったように入湯税の徴収と大きな差がでないほうが混乱は少ないと思います。ミスを防ぐためにもある程度のところはあわせていただくほうが望ましいです。

それと松江市と基準が変わらないほうが、松江市・出雲市と旅をされる方に対して混乱が少なくていいのかなと思いました。仮に松江市と大きく異なる点がある場合は、しっかりと周知をするツールを作るなり、サイトでPRをするといったことをしていただけるとありがたいです。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。定額制・定率制といったところを中心にご意見をいただければと思います。

松江市との差がないようにということになりますと、定額制ですし、そうすると入湯税にもそろえられるということになるかと思いますが。

(B委員)

もともと宿泊税については、不足する財源を補うという趣旨ですので、本当は定率制のほうがよいと思います。いまや宿泊料金も非常に高くなっていますし、市内にもたくさん高級な宿泊施設があるということからいけば、定率制がいいなと思います。しかし、それは現実的には無理だと思いますので、私も定額制がよいと思います。

ただ説明会で、金額は200円という決まった金額での説明だったのででしょうか。松江市と同じ200円にこだわる必要があるのかということをお個人的には考えるところであります。

(委員長)

ありがとうございます。財政需要についてもそうでしたが、この委員会で具体的な金額についてまでは答申に盛り込む必要がないと考えております。ただ、具体的な数字があったほうが議論をしやすいので、松江市を例にとりて説明をさせていただいております。金額に関しては議会のほうでご検討いただきますが、松江市をサンプルとして利用するというごことでご理解いただければと思います。

ほかに税率についてのご意見はございませんでしょうか。

では、次に免税点の議論に移らせていただきたいと思います。

こちらについては事業者説明会でも賛否が分かれているとの報告がありました。事務局からは松江市との差を生じさせないこと、小規模事業者の事務負担への配慮、医療関係で宿泊される方等への配慮といったことから免税点が必要ではないかという説明がありました。こ

の点について、免税点はないほうがシンプルでよいというご意見もございましたが、ほかにはいかがでしょうか。シンプルにしようとするとならないほうがやりやすいかもしれません。その一方で、免税点を設けないつもりだったけど設けることになった松江市の経緯ですとか松江市との差を生じないようにするという意味ではあったほうがよいように思います。

宿泊事業者のみなさまからこの点についてご意見はございますでしょうか。

(E委員)

失礼いたします。やはり免税点がないほうがシンプルだとは思いますが、資料にも5,000円未満の施設の割合がありましたね。免税点を設けたときにいくらにするのかということがまた問題になってくるかと思えます。この5,000円未満というのが個人的には微妙だなと思っております。宿泊料金はいま上がっておりますが、導入されてから社会情勢どうなるかによって変動してきますので、免税点を設けたときの基準については慎重になるべきだと思います。そういうところも考えるとないほうがシンプルかなと思えます。「これがいい」とはっきりとは言えないですが。

(委員長)

ありがとうございます。5年ですとか3年といった一定期間の後に見直しを検討するようにといったことを答申に盛り込むことが一般的ですので、この委員会でも数年に1回制度の見直しの必要性を指摘しておく必要があるかと思っております。

ほかにご意見はいかがでしょう。

(F委員)

やはり考えなければならないのは隣接する松江市の条件より納税義務者にとって負担が大きくなると受け入れられにくいという点です。金額はともかくとして免税点を設けたほうがよいような気がいたしております。

それから入院の付き添いなどでは長期の宿泊になるかと思えます。そうすると、安い宿泊施設を選択されるでしょうからそうした方の負担を考えると一定の免税点はあったほうがよろしいかなと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。松江市との差を設けないようにすること、また、医療関係ということだと出雲市のほうが特徴的になってくるかもしれませんが、そういうところへの配慮として免税点を設けたほうがいいのではないかとのご意見をいただきました。

ほかにはいかがでしょうか。では、免税点についてはいったんここまでとさせていただきます。課税免除についてご意見をいただきたいと思えます。

説明会では入湯税にあわせた免除要件を求める声や不要だという声があったということが報告されています。事務局からは、入湯税の要件にあわせることが望ましいとしつつも、客観的に判断できる修学旅行等に限定してはどうかという報告がありました。入湯税との整

合性については、入湯税のほうの見直しの必要性を検討するというご説明があったと思います。そういうことも含めて、何かご意見が誤字余すでしょうか。

(E 委員)

失礼いたします。私もC委員と一緒な意見ですが、修学旅行は対象であっていいと思います。それに対して、スポーツ大会は様々ありますので、「学校教育上」とはいかなるものかということを事業者側では判断がしにくいと思います。

あとは、小学生について松江市では課税免除にしていないということでしたが、出雲市も課税免除にしないでいいと思います。ただ、料金が発生しない場合は宿泊税も発生しないというところは明確に提示しないとわからないと思いますので、その点はやっていただければと思います。

(委員長)

ありがとうございます。そのほか何かご意見がございますでしょうか。

(A委員)

説明会の際に、いろんなケースがあるんだなということを認識しました。事業者さんが迷われたり、事業者ごとに判断が異なることになってはいけませんので、ここはシンプルなほうがよいと思います。ここは修学旅行に限定すると。その代わりに、低価格のところでも長期間泊まらなければならないといった方への配慮として免税点を設けることをセットにするというのはどうかなと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。ほかにご意見いかがでしょうか。

(事務局)

先ほどから入湯税の話が出ておりますので、入湯税について若干解説をさせていただきたいと思います。入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し入浴客に課税するものでございます。それから、課税免除の対象としては年齢12歳未満の者・修学旅行など学校教育上の行事により入浴する者・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者ということで温泉以外の浴場で入浴される方・日帰りで入浴する者となっております。なので、温泉旅館に泊まれる方については入湯税も宿泊税もとるということになってまいります。以上、補足となります。

(委員長)

ありがとうございます。

(B委員)

入湯税をとっている施設の全体に占める割合はどの程度でしょうか。施設数の割合でもよ

いですし、収容人数での割合でもよいですが。

(事務局)

施設数につきましては、現在のところ 16 施設ございます。

(B委員)

先ほどまでの話は入湯税を参考にしているということですよ。

(委員長)

課税免除については、入湯税が先に修学旅行・スポーツ大会・小学生という 3 つの事由を定めているので、これにそろえてほしいというご意見が挙がってきているところです。

(事務局)

入湯税の実績ですが、令和 6 年度は 238,382 名という数字が出ています。金額にしまして、約 3,600 万円程度となっております。

補足ですが、宿泊者数全体が令和 6 年度ですと 85 万人ですので、85 万人分の 23 万人が温泉客だということになります。

(委員長)

30%弱ですね。そうすると、そこでの判断が異なると大きな負担になってくるかもしれません。宿泊税はなるべくシンプルにして、むしろ入湯税のほうをご検討いただけるのであればそのほうが望ましいように思います。

そうしますと、いままでのご意見や事業者説明会の意見等も踏まえ、私のほうからご提案をさせていただければと思います。

宿泊税に関しては、隣接し先行する松江市と大きな差を設けることはしないほうがよい。したがって、松江市に準じたかたちで、できる限りシンプルなものにしたほうがよいだろうと思います。

そこで、まず税額の算定方法としては定額制としたほうがよいのではないかと。課税免除に関しては、入湯税の側の見直しの必要性も指摘されています。単純に入湯税とあわせてしまうと曖昧さ、事務負担の問題も出てきますので、客観的に判断できる修学旅行のみを対象とすることにしたいと思います。そして、そこでカバーできないものとして、医療目的など観光以外の目的での低価格の宿泊施設の宿泊者への配慮や小規模宿泊事業者の事務負担への配慮をするために免税点を設けたいと思います。これを出雲市の導入する宿泊税の具体的な制度の方向性としてとりまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。定額制とした場合、松江市に準じたものですので、段階的なものではなく一律の定額制をイメージしたものになるかと思っています。

(G委員)

いろいろお話をきいていると、高額で泊まるホテルも増えている中で、少し上げてもいいのかなと思います。ほかの自治体さんでも一定の金額以上は税額を上げておられるところがありますけど、この点あまり議論がなかったのでどうかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。例えば、3万円などだと狙い撃ちに近くなるようなこともあるかもしれません。段階を設けることにした場合に事務負担の問題が出てくるかもしれませんが、その点についてご意見はいかがでしょうか。

(D委員)

いま、ちらっと3万円という話がありましたが、素泊まりで3万円を超えるところはなかなかないかなと思います。そういう形を提示することはありうるかもしれませんね。ただ、その場合、松江市と異なるかたちになるため、しっかりと説明してお客様に理解していただかないといけないと思います。

3万円なら3万円を超えてくるところに意見を伺わないといけないですよ。同じ施設でもシーズンによって価格が変動する場合、ひっかかるときとそうでないときがあるので大きなハードルになるかなと思います。

(G委員)

説明会資料の先行自治体の例をみると、結構な数の自治体があげておられるので、少しでも税収が増えるとよいかなとは思いますが。

(委員長)

食事代等を除いてそれだけの金額になるのが出雲市でどれくらいあるのか、そういったところについては段階を設けることも検討してよいのではないかというところですね。

(A委員)

段階にした場合、何円からいくりにするのかというのは検討委員会で検討するのではなく、「段階にする」というところまでを検討するということでしょうか。

(委員長)

そうですね。いくらというところではなく、高額な宿泊料金の場合は段階的に税額を上げるべきだという答申になろうかと思います。ただ、その場合、アンケートでは仮定であっても例えば3万円以上で500円のような具体的な数字をいれてみて問うかたちになると思います。

(E委員)

私は段階制にするという頭がなかったもので、そういう見解もあるんだなと思いました。資

料の税収見込みのところ、免税点による減収で2,400万円とあったと思います。上の基準もそうですが、下の基準も重要かなと思ひまして、個人的には下は3,000円でもよいのかなと思います。上も下もしっかり調査してどれくらいの税収が見込めるか、数字を出してみる必要があるかなと思ひました。

(事務局)

3,000円未満という区分はなかったのですが、前回アンケートをとったときの最低価格の割合でいきますと、4,000円未満は10%程度ありました。ただ、最低価格であって中心価格帯が4,000円未満というわけではありません。しかし、E委員のおっしゃるように3,000円未満でやっている施設も一定数存在する可能性があるかと思ひます。もうひとつ、3万円以上がどれくらいあるかというところについて、前回アンケートの回答数が少なかったということはありますが、1施設だけでした。割合にすると2%程度になります。そして、そのアンケートに基づいて段階を設けた場合の税収は3万円以上500円とすると2億600万円になります。そうすると、600万円の増収ですので、税収だけを見込むなら定率としたほうが多く見込めるということになります。「前回アンケートの結果に基づけば」ですが、試算上はそのようになります。

(F委員)

段階を設けた場合、具体的にはどれくらい事業者の業務量が増えるのでしょうか。事業者さんにとってはかなり煩雑になるのでしょうか。

(D委員)

もし、境目を行き来するような価格帯でやっていた場合、システムでやっていたらっしゃるところはちゃんと設定すればそれで計算できるかと思ひます。うちでは全部手打ちしていますので、お客様によって違いが出てくるので毎回計算をしないといけなくなると思ひます。そうすると、毎日の業務ですので間違えるかもしれないという心理的な負担があります。お客様からもし間違えて徴収してしまった場合は、返金しないといけないので、そういうことを考えるとどきどきします。

(委員長)

そうならば、かなり高額にしておかなければならないということが考えられますが、高額にしておいて1社だけということになれば公平性の問題が出てくると思ひます。そこで、事務負担を考慮して大多数の事業者さんの負担を増やさないということであれば一律。ただ、税収の観点から段階的なものを入れる可能性を探るということになるかと思ひます。

少なくとも免税点を設けること、定率制ではなく定額制とすることは確認させていただけると思ひます。定額制について一律とするか段階を設けるかはさらに検討をすることになるかと思ひます。そして、課税免除については修学旅行等に限定するというところでこの委員会としての基本的な方針をまとめさせていただきます。

それを踏まえて、議事3です。今後、事業者アンケートを実施していただくことになろうかと思しますので、資料3について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、アンケートについてご説明させていただきます。お手元にお配りしているアンケートは、考えうる最大値として設問を設けているところです。そのため、先ほどご検討いただいた内容を踏まえて不要な設問を削除して、できるだけご回答をいただく事業者様の負担の少ないものにしたいと思っております。また、答申を作成するに当たって必要な事項が欠けている場合もありますので、そういったことについてもご意見を頂戴できればと思います。

まず、1頁目がお願い文になります。このアンケートの発送は本日の議論を踏まえて修正いたしますので、4月初めを予定したいと思っております。また、アンケートの回答期間は1か月程度を設けたいと思っております。回答方法はWEB・メール・FAXとし、WEB回答は前回も使用した島根電子申請システム「グラフナー」を使用する予定です。アンケートの集計等については業者への委託を検討しています。

2頁目に宿泊税の概要をまとめた資料を別紙で作成し、アンケートに同封する予定です。

3頁からが設問となります。実際に送付するアンケートについてはこのまま回答用紙としてFAX等で送信いただけるように送信先などを記載したものと用意します。

設問1でございます。宿泊税の算出方法による負担や課題についての設問です。アンケートの設問は(1)が免税点なしの定額制、(2)が免税点ありの定額制、(3)が免税点ありの2段階制となっております。先ほどご検討いただいた内容を踏まえると、(2)(3)を残して、(1)を削除したいと思っております。

また、具体的なイメージを持っていただき、回答をしやすくするため金額が入ったほうがよいかと思っております。そこで、「松江市の例では」という表記をしたらよいのか、それが決定事項のようにみえるといけないので明記しないほうがよいのかということについてご意見をいただければと思います。

そして、これまでお寄せいただいた事業者様の意見を参考に、できるだけ回答しやすいよう多くを選択式の設問としています。設問のわかりやすさとか足りなさ、表現などについてご意見をいただければと思います。

続いて、設問2の免税点についてです。ここでは、予め松江市を例に取り免税点5,000円を前提に設問を作成いたしました。ただ、先ほどのご意見もありましたので、金額の表示をどうするかということもあるかと思っております。(1)は5,000円とした場合の課題を把握する設問です。(2)は免税点を設定しない場合の課題についてです。それから、先ほど免税点の額をいくらにすべきかという議論がありましたが、(3)は松江市が免税点を設けるか否かを検討する際に用いた設問です。素泊まり料金で各価格帯の1年間の宿泊者数の記載を求めておりました、これにより影響額や影響人数を把握し5,000円という税額を決定されたようです。出雲市でもこの設問を設けることで免税点による影響ですとかそれぞれの施設の宿泊人数をかなり正確に把握できますが、事業者様の負担が相当に大きくなりますので、差し当たっては

松江市と同額だったらどうかという作りのアンケートとしています。

設問3・4は課税免除に関するものです。設問3では、修学旅行を課税免除とした場合の課題を把握するものとして用意しています。設問4で、修学旅行以外に課税免除とすべき宿泊があるかどうか、あればその理由も含めておたずねする設問を用意しました。

それから、設問5でございます。日帰りや短時間利用に関する設問です。課税対象かどうかの判断基準を、特徴事業者様宛の手引きに明記する必要があるため宿泊事業者様の状況や課題を把握したいと思い、掲載しました。ただ、ここはいちいち事業者に聞くよりも手引きできちんと明記することが重要かもしれないと考えております。この設問が必要かどうかもご意見をいただければと思います。

設問6は経理方法についてです。経理方法によって事務負担は大きく変わってくると承知しております。ここでは、宿泊税を導入した場合にどのような経理方法をとるのかについて把握します。

設問7については、事務負担軽減措置についてです。前回アンケートでも事務負担軽減措置として補助金などを求める声がありました。こういった声を答申に反映させることが必要かと思われましたので、具体的な項目を設定しました。

設問8は、宿泊客への周知についてです。前回アンケートでもお客様への説明に不安や負担感を持っている事業者がありました。そこで、市が力を入れるべきことを選択していただくかたちにはしています。事業者が力を入れるべきだと考えることを把握したいと考えております。

設問9は自由記述です。

設問10では、ご回答をいただいた事業者様に施設名を記載していただきたいと考えております。複数施設を営んでいる場合は全ての施設名をご記入いただくことで、正確な回答数を把握できますし、想定していない回答があった場合には詳しくお話を聞くこともできます。そこで、今回は記名式で、連絡先の記載などもお願いしてはどうかと考えています。

事務局で用意した設問は以上ですが、このほかに事業者様から伺うべきことがありましたら、そういったことも教えていただければと思います。

(委員長)

ありがとうございます。資料3の事業者アンケートについての説明をいただきました。

順に確認させていただきたいと思います。

まず、1・2頁です。説明と依頼文について何か気になるところがございますでしょうか。

(A委員)

整理させていただきたいのですが、当初の計画だとアンケートをとって素案を作って、ということでしたが、もう一回、われわれの意見を踏まえてアンケートをとるということでしょうか。

段階制にするかどうかは別として、いま3つが決まったと思っています。そうすると、このアンケートをもってその回答状況によってはもう一度変わってくることもあるという整

理でよいのでしょうか。

(委員長)

アンケートについては、いまから項目を精査する必要があると思っております。例えば、3 頁について、事務局から説明があったように、免税点なしの部分はアンケートをとらないということになるかと思えます。なので、ゼロベースでイチからアンケートを実施するのではなく、免税点の設定を前提としてその場合の課題についてききとります。不安が大きいようであれば免税点の金額設定の参考にしていただくことになると思えます。そのため、アンケートに大きく左右されるのは、今回でまとまらなかった部分に限られると理解しているところです。先ほどの合意がなければ、アンケートを踏まえて再度議論ということになるかと思えますが、合意をいただきましたので、決まっていない部分だけ確認し、そのうえで結論を出したいと思えます。その他の設問は今後の制度のあり方を市のほうで考えていただくための判断材料という位置付けかと思っております。

では、1・2 頁についてはよろしいですね。

順番にみていきたいと思えます。

設問 1 について、免税点なしについては合意に基づき意見を聞く必要がないと思えます。そうすると、(2)(3)の部分だけが残るかと思えます。選択肢も含めて次回の検討材料としてこういったことも聞いておいたほうがよいのではないかというご意見はございませんでしょうか。

(H委員)

失礼します。まず、このアンケートをとられるのはいつごろでしょうか。設問 1 のリード文に「先に実施した説明会のご意見や前回のアンケート結果などから、定額制を検討しています」とありますが、委員会を経てある程度方向性が決まったうえでのものなのか、市として想定しているものなのか、議事録の公表がいつかということもあるので、どの程度の熟度のものなのかタイミングがわかりにくいと思えました。

もう一つが、(2)(3)が残りそうということですけど、⑦に「釣り銭準備や支払対応の手間が大変」とあります。それが事前決済ではなく、宿泊のときにお支払いいただくことを想定しているという前提がわからないと設問の趣旨が伝わりにくいのかなと思えました。例えば、宿泊税〇〇円をカードで払いますといわれたとき、カード決済を受け入れられるのかとか、カード手数料はどうなのかといったこともここに含まれるかなと思えました。

(委員長)

ありがとうございます。支払対応の手間という中にカード手数料なども入ってくるかもしれませんが、リード文のところについては説明会のご意見や前回アンケートの結果なども踏まえて「委員会としては」定額制の導入を検討しているとしていただいたほうがいいのかと思えます。アンケートは 4 月の上旬からということでしたので、議事録の公表が間に合うようであればそういうことになるかと思えます。

金額を入れるかどうかという話でいえば、設問2は金額を入れられておりますので、〇〇円とするより「松江市では5,000円未満には課税しない方法で、1人1泊あたり200円の定額としています」という補足を入れておいていただくとよいと思います。段階についても「先行する事例では3万円を超えるところは500円としているところがあります」のように数字を入れていただくとわかりやすいのではないかと思います。

そのほか何かご意見等、ございますでしょうか。

(E委員)

私たちはいま宿泊税の検討委員会に携わっているのですがなんとなくイメージがわかりませんが、全くわからない人が何を示しているのかがわかるような文章にしていただけると良いかなと思いました。設問1をざっと読んでみてわからない人もいるかなと思って少し心配になりました。金額があるほうがわかりやすいと思います。

(委員長)

例えば、数字は先行する自治体のものを参考にするのと前置きしたうえで、「宿泊料金にかかわらず1人1泊あたり『宿泊税を』200円の定額とする。ただし、宿泊料金5,000円未満の場合には徴収しない」ですとか「宿泊料金に応じて税額に段階を設け、宿泊料金が3万円未満であれば200円、3万円を超える場合には500円とする」のようにするというところでよろしいでしょうか。

(E委員)

伝えればいいかなとは思いますが。

(D委員)

「まあ、そういうものかな」と思っていました。いまおっしゃっていただいたとおりで、前提も書いてあげる必要があって、小さな方でもおふとんがついて泊まれる場合に発生するものだよということも入れておいていただくと安心だと思います。

(委員長)

それは最初のほうですね。あくまでも宿泊料金が発生する場合に生じるということをお断っておかないといけないということかと思えます。

設問4では、添い寝など宿泊料金がかからない乳幼児は除くということが書いてあるかと思いますが、設問1(2)のように「宿泊料金にかかわらず」と書いてあると乳幼児にもかかるように読んでしまう方はいるかなと思います。

どちらが望ましいかをきくほうがよいか、同じような項目で課題が多いかどうかということ把握するだけでよいかということについてはいかがでしょうか。私自身としては同じような項目が並んでいるだけだと両方とも同じ回答をされたときにどちらが望ましいのか判断がしにくくなるように思います。そうすると、アンケートにどちらが望ましいですかとい

うことを入れていただけるといいかなと思います。

次、設問2の免税点についてです。「出雲市でも5,000円の免税点を設けた場合」とすると、5,000円で導入するかのように読めてしまうのではないかと思います。なので、「免税点を設けた場合、課題がありますか」とするか、「『仮に』5,000円という免税点を設けた場合」とするなど、税額と同じような注意をして既定路線だと思われないようにしないとイケないと思います。

(2)は免税点を設けない場合ですが、本委員会では免税点を設けることとしましたので、アンケートから削除してもよいかと思いますが、いかがでしょうか。同意をいただきましたので、(2)は削除とします。

続いて、(3)です。事務局としてこちらは把握する必要がありますか。

(事務局)

(3)は松江市がこの表をもって免税点をいくりにするかを検討していますが、事業者にかなりの手間をおかけすることになりますので、削除してもよいかと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、こちらは削除ということでよいでしょうか。

(H委員)

免税点について、この設問に対する回答がなくても具体的に金額を5,000円とか3,000円にするということを決められるのでしょうか。

(事務局)

前回アンケートがサンプルとしては少なかったですが、一応、5,000円未満が12%という数字も出ておりますし、1年分をきくというのが負担としてどうでしょうか。

(C委員)

そうなるかと、たぶんアンケートなんて返さないですね。

(事務局)

1か月という期間はとりますが、4月～5月にここまでやったほうがよいかということもあれば、回答が少なくてもまた困るということもあるかと思えます。

(H委員)

今回、一番重要視したいのは、事業者さんの負担をできるだけ減らしたいということかと思えますので、その観点に立つならこちらの設問がなくても設定できるだろうと考えることは妥当だと思います。ただ、いまの時点では先行自治体でも5,000円が相場だとしても、物価や最低賃金も上がっている中ですので、実際に施行される時期に5,000円でよいのかとい

うことは疑問が残ってしまうことも考えられると思います。

(委員長)

ありがとうございます。前回アンケートで5,000円未満が12%という数字が出ていますし、回答していただく負担も考慮すると今回のアンケートからは削除させていただきます。どう設定するかというのはこの委員会でまとめる内容を超えると思いますので、市のほうでご検討いただくこととさせていただきたいと思います。

(事務局)

いまのご意見の中に物価が上がってくるとか最低賃金も上がっているということがございましたが、施行後3年もしくは5年で見直しをしないといけませんので、物価や賃金の上昇をみながら再度金額を設定することも可能でございます。そのため、現時点では出雲市でいくらが適当かということを検討しないといけないと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。そのようなかたちで今後継続して見直しもされるということですので、すめさせていただきたいと思います。

続いて、課税免除についてはいかがでしょうか。特に問題ないということで確認させていただきます。

設問4についてはきいたほうがよろしいでしょうか。修学旅行に限定するというので合意をいただいておりますので、聞かなくてもよいと思います。では、4については削除させていただきます。

続いて設問5です。先ほど補足でご説明をいただきましたが、実施のところでの説明に委ねてあえてここで聞く必要がないと思います。こちらも削除をさせていただきます。

設問6・7・8はここで議論しておりませんので、これからの課題になろうかと思えます。これらはすべて残して事業者の負担などを把握し、説明していただくということにしたいと思えます。

また、設問9・10です。こちらこのままとさせていただきます。

そうしますと、改めて確認させていただきます。

設問1のリード文は検討委員会が検討していることを明記していただきたいと思えます。(1)の免税点なしについては設問から削除しますが、(2)(3)は残します。その際、仮定であることを前置しつつ、金額を入れて、文章については検討をいただきたいと思えます。あわせて、一律と段階制のどちらが望ましいかを確認できる項目を入れていただくような修正をしていただきたいと思えます。設問2の免税点の必要性については、(1)のみ残しますが、5,000円が既定路線とみえないように表現をご検討いただきたいと思えます。設問3についてはこのままとし、設問4は削除。設問5は削除し、設問6～10はそのまま残すというかたちにさせていただきます。

文言修正に関しては委員長一任でよろしいでしょうか。

同意多数

(委員長)

それでは、事務局と私で確認させていただきます。

(事務局)

すみません。宿泊事業者の委員さんにお伺いしたいのですが、アンケート6頁の設問6に係ると思いますけれど、使っていらしゃるサイトコントローラーや決済システムを把握させていただくと個々の事業者さんではなくメーカーに聞くこともできると思います。そうした設問を設けてもよろしいでしょうか。そうすると設問6か基本情報のところにおたずねする項目を追加させていただければと思います。

(委員長)

それでは、予定していた議題がすべて終了したかと思います。

念のための確認ですが、税額の算定方法は定額、段階を設けるかどうかは継続して検討させていただく。金額については議論せず、市のほうでご検討いただく。免税点については設定するけれど、こちら金額については議論しない。課税免除は修学旅行等に限定する。

本日はある程度具体的な仕組みについて合意を得られたということを確認させていただきたいと思います。

次回の委員会では、具体的な答申案について検討をはじめなければならないと思いますが、税額の算定方法はアンケートの結果に基づいてもう少し検討させていただくということで確認したいと思います。

そのほか何かご意見がございますでしょうか。

(G 委員)

今回の委員会の議事録はHPに載せられるわけですね。いままで説明会をしたり、今度は2回目のアンケートも行うので、アンケートと一緒にペーパーで議事録を同封させていただくと、事業者さんも一緒になってやっていくということになると思います。「HPを見てください」というだけではなかなか見てはくださらず、「またアンケートか」と思われるかもしれません。

(委員長)

他方で、全部同封しても見られるのかなと思いますが。

(G 委員)

もう少し、事業者さんともこの委員会が情報共有をするという意味では単に「HPを見てください」というより、「こういう検討をしたうえでアンケートをお願いしていますよ」と

いうほうがよいと思いますけど、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。資料3のアンケートのお願い文でもHPの二次元コード自体は貼らせていただいておりますが、いまのご提案を伺って、検討委員会の検討状況について市議会への報告用にまとめた資料がございますので、こちらを同封することを検討させていただきます。議事録自体は1回当たり20～30頁あり、それが4回分になりますので、そもそもお読みいただけるかということからも費用のことからもまとめたもののほうでいかがでしょうか。

(G委員)

ダイジェスト版があれば、ぜひともそちらでお願いします。

(委員長)

ご提案を受けて、検討委員会の検討状況についてのダイジェスト版の資料を同封してもらいつつ、アンケートを実施することをお願いしたいと思います。

そのほかにはいかがでしょうか。

(A委員)

前回アンケートで回答が多いのか少ないのかという議論がありましたが、今回は記名式になさるので、未回答の方にフォローコールをしていただけて多くの意見が集まるようにお願いできますでしょうか。

(事務局)

今回はきちっとフォローしようと思いますので、よろしくお願いします。

(C委員)

アンケートを発送されるのは、市民税課さんですか。アンケート自体の担当は。

(事務局)

はい、市民税課のほうから送ります。

(C委員)

そうしましたら、アンケートのどこかにアンケート自体の内容でわからないことがあったら問い合わせる問い合わせ先として書いておいていただければと思います。このアンケート自体の担当は観光課ではないんですよね。

(事務局)

わかりました、「アンケートに関すること」ということで記載します。

(委員長)

そのほか何かございますか。

(E委員)

細かいところですが、設問1には複数回答可とあるのに2・3・4にはないですね。複数回答可なのか、ダメなのかわかるようにしていただければいいかなと思いました。

(委員長)

免税点の課題の部分は複数回答可にしておいていただくとよいかと思います。

ありがとうございました。時間を超過してしまいましたが、以上で議題は終了として、事務局から次回の開催についてよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。次回ですが、4月にアンケートを実施して、その後集計をすることから6月頃の開催になるかと思います。改めて日時等はお知らせいたしますので、よろしくお願いします。

(委員長)

それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員長、進行ありがとうございました。委員のみなさまも長時間ありがとうございます。いただいた意見をもとに全部の宿泊施設から回答が得られるように頑張りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。